

令和7年度 介護サービス事業者説明会（集団指導）
「訪問入浴介護」

介護報酬の算定上の留意点

高崎市 福祉部介護保険課

I 基本報酬

(1) 訪問入浴介護費（単位） 1266単位

利用者に対して、指定訪問入浴介護事業所の看護職員1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護を行った場合に算定。

※訪問入浴介護については、人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができるものであること。

例：訪問する3人の職員のうち2人が看護職員であっても可

2 減算

(1) 高齢者虐待防止措置未実施減算

利用者全員について、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算。

(事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで間)

高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合。

2 減算

(2) 業務継続計画未策定減算

利用者全員について、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算。

(事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで間)

指定居宅サービス等基準第30条の2第1項に記規定する基準を満たさない事実が生じた場合

3 加算

(1) 初回加算

1月につき 200 単位

※初回の指定訪問入浴介護を行う前に、当該事業所の職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等を行った場合に算定が可能。

※初回の指定訪問入浴介護を行った日の属する月に算定。

3 加算

(2) 認知症専門ケア加算 ※要届出

加算（I）1日につき3単位 加算（II）1日につき4単位

区分	要件
加算（I）	<p>次のいずれにも該当</p> <ul style="list-style-type: none">a) 周囲のものに日常生活に対する注意を必要とする認知症のものが2分の1以上b) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を必要数配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施c) 認知症ケアに関する会議を定期的に開催
加算（II）	<p>次のいずれにも該当</p> <ul style="list-style-type: none">a) 加算（I）の要件b）、c）の基準のいずれにも適合することb) 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症のものの占める割合が100分の20以上c) 指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施d) 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定

3 加算

(3) 看取り連携体制加算 ※要届出

死亡日及び死亡日以前30日以下について1回につき64単位

算定要件等（利用者）

- 医師が一般的に認められている医学的所見に基づき回復の見込みがないと診断したこと。
- 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。

3 加算

(3) 看取り連携体制加算 続き

算定要件等（施設）

- イ 病院、診療所又は指定訪問看護ステーションとの連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該病院、診療所又は指定訪問看護ステーションにより指定訪問看護等が提供されるよう、指定訪問入浴介護を行う日時を当該病院、診療所又は指定訪問看護ステーションと調整していること。
- 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。

3 加算

(4) サービス提供体制強化加算 ※要届出

区分	要件
加算 (I)	<p>次のいずれにも該当</p> <p>(1)訪問入浴介護従事者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定。</p> <p>(2)利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従事者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</p> <p>(3)全ての訪問入浴介護従事者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。</p> <p>(4)次のいずれかに適合すること</p> <p>(一)当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。</p> <p>(二)当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以下であること。</p>
44単位	

3 加算

(4) サービス提供体制強化加算 続き

区分	要件
加算 (Ⅱ) 36単位	次のいずれにも該当 (1)イ(1)~(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2)当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。
加算 (Ⅲ) 12単位	次のいずれにも該当 (1)イ(1)~(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2)(一)当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。 (二)当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従事者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

4 その他

(1) 利用者の身体の状況等に支障を生ずる おそれがないと認められる場合

所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定。

利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定訪問入浴介護事業所の介護職員3人が指定訪問入浴を行った場合。

4 その他

(2) 利用者の身体の状況により入浴を見合せた場合

所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定。

訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清しき又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄）を実施した場合。

※実際に入浴を行った場合に算定の対象となり、入浴を見合せた場合には算定できない。

4 その他

(3) 同一敷地内建物等

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	90/100
事業所と同一建物の利用者 50人以上にサービスを行う場合	85/100

※利用者数は、1月間の利用者数の平均（小数点以下切捨て）